

岩波文庫
38-100-3
職 工 事 情
(下)

犬丸義一校訂



岩波書店

解 説

犬丸義一

この『職工事情』は、農商務省商工局工務掛が、工場法立案の基礎資料にしようとして一九〇一(明治三四)年におこなった各種工業部門の労働事情の調査報告書として、一九〇三(明治三六)年三月二十八日に堀田印刷所で印刷、四月三〇日に発行したものである。原本は、五分冊で一つ一つに第何冊という表示はないが、第一冊は『綿糸紡績職工事情』、菊判五号活字で、一五行、四四字、一九七ページ、第二冊は、『生糸職工事情・織物職工事情』で、それぞれ六六ページ、一二七ページが一冊になっており、第三冊は『鉄工その他を含む職工事情』で一八五ページである。第四冊の『付録一』は一六〇ページ、女工の募集、誘拐、虐待等について農商務省から各府県に照会した回答を記録したものであり、第五冊の『付録二』は、二二九ページ、さまざまな女工、事務員、工場主、口入業者等に面接し、それらの談話を収録した記録である。

この調査の調査項目は次の六項目であった。一、工場および寄宿舎の危害、二、工場寄宿舎および職工の衛生、三、職工にかんする調査、四、外国における以上の諸点にかんする状況、五、外国における工場にかんする法令および施設ならびにその必要を生じた事情、六、わが国における工場制度にかんする立法施設(前掲「窪田新太郎論集」の横山和彦氏の解説所収)。

この臨時工場調査掛は、この調査をもとに一九〇二(明治三五)年一月、工場法案要領を作成し、商業会議所に回付した。女子一六歳未満者の夜業禁止を導入した点に新し

さがあった。『職工事情』の成果である。政府は、経済界不安定のまま議会提出を見合わしているうちに、一九〇四、五年の日露戦争が起こって、万事はしばらく沙汰止みとなり、調査掛は、一九〇三年三月『職工事情』全五冊を印刷配布するとともに廃止に就いてしまった。創設以来熱心に運動した労働組合期成会とその傘下の労働組合も治安警察法施行以後組織が崩壊状況にあったため、もはや事態の変化をもたらす力もついていた。

こうして一九一〇年第二六議会に提出された工場法案は、中央衛生会の要望をいれて一六歳未満者および女子の夜間作業禁止規定(実施は施行後一〇年)をもちこんだ点に特徴があった。案が発表されると夜業禁止への反対の声が業界をはじめとしておこり、二月二五日、政友会が否決を内定したので、翌日政府は法案を撤回した。その後、岡実が工務局長に任じられ、法案全体について検討した結果の案を関係方面に諮問し、その答申をまわって新法案を生産調査会の議に付した。この場合、農商務省当局が努力した点は、女子の夜業禁止をどうやって実現するかであった。生産調査会は大日本紡績連合会の主張をいれて夜業を一五年間猶予するという修正をおこなった。

こうして同法案は一九一一年二月の第二七議会に提案され、三月二八日成立した。これは、戸田梅市博士によって「骨抜き工場法」(日本の社会)と評されるものでしかなかった。しかもその施行は、財政上の理由から一九一六年まで延期され、女子深夜業禁止が実現するのは実に一九三〇年を待たなければならなかったのである。

以上のような工場法の成立にとつての基礎的資料を提供したのが、本報告書『職工事情』であった。『職工事情』は、工場法実施をめざす臨時工場調査掛の努力の結晶として、一九〇三年印刷されて各関係者に配布されたが、どの範囲に配布されたか明らかでない。

『職工事情』は当時の労働事情を赤裸々に暴露したものであったから、これが官庁刊行物だったといつても、おそらく内務省、司法省等はその社会的影響を案じ、外務省は外国への影響を案じ、これを広く普及するのを阻止したものと、と大河内氏は推測しておられる(前掲解説)、妥当な見解であろう。また土屋喬雄氏は戦前何回か復刻を企てられたが、当局は許可せず、非売品の謄写印刷版が一回出されるにとどまり、公刊は戦後を待たなければならなかった(土屋氏の解説参照)。

「原生的労働関係」について、大河内氏は、次のように説明されている。「一般的には、近代的産業が急速に登場し、農村家内工業の没落と農家所帯員の賃労働者化に対応しつつ、多数の賃労働者が新しい工場工業の中に吸収され工場の規模が大きくなりながら、而もこれに対して、労使関係を規律する何らの法的措置が講ぜられず、雇い入れや解雇、各種の雇用条件の決定がまったく雇主の一方的な恣意によって決定され、国家が公権力を発動させて労使関係を調整し、労働者を保護することを敢てしなかった時期を指している。」〔同前〕

工場法施行以前の産業革命期のイギリスの状況が、その具体的関係をもっともよくあらわしている〔詳細は戸塚秀夫「イギリス工場法成立史論」、一九六八年、未來社〕。その労働条件の苛酷さは、エンゲルスの若い日の労作「イギリスにおける労働者階級の状況」〔二四五年、岩波文庫所収〕に明らかである。当時のイギリスは一八〇二年に最初の工場法が実施され、数度の改正をみていたにもかかわらず、労働者の状態は一向の改善をみせていなかったのである。

ところが日本の場合の原生的労働関係には、以上のような一般的规定の上に日本の特殊事情が加わっていた。日本の労働力は、当時綿糸紡績・生糸・織物などの繊維産業が中心であり、農村からの「出稼ぎ女工」であり、出身農家の生計補助を目的とする短期の出稼ぎ労働者であったので、単身者の賃金にも達せず、独身女性の小遣い程度を出ない低賃金の未婚の農村女子労働者であったことは、単に低賃金と長時間労働のみならず、雇い入れ、解雇、労務管理を非人間的なものにした。それだけでなく、「富国強兵」

「殖産興業」を国是とした日本は、国防と軍事産業の強化をはかる。そのため十分な技術と原料資源をもたなかった日本は、軍事産業の拡充のためには外貨を獲得しなければならず、そのためには輸出を強行しなければならなかった。輸出産業の根本である繊維三部門の増産と海外市場の確保は、日本の国防整備の前提だった。そのためには繊維製品は出来るだけ低いコストを確保しなければならず、低賃金と長時間労働は不可欠だった。日本固有の半封建的家族制度と身分的な人間関係の伝統的支配が、女子を中心とする工場の労使関係にそのままこまれた。このような日本の特殊事情が、日本の「原生的労働関係」を、通例の場合よりも一層苛酷なものにしたのであった。

「原生的労働関係」は、雇用条件としての賃金および労働時間の苛烈さに示されるとともに、また労使関係・雇用関係の権力的・身分的虐待使用のうちに表現された。

労働時間が過度に長かった点は繊維三部門に共通だったが、とりわけ工場制手工業であった生糸業と家内工業的だった織物業で顕著だった。「生糸職工事情」は、「毎日の労働時間は決して十三、四時間を降ることなく、長きは十七、八時間に達することもまたこれなしといふべからず」〔上、二三六ページ〕と述べ、「織物職工事情」も「短きも十二、三時間を下ることなく、長きは十七、八時間に達するものあり」〔上、三二三ページ〕と述べている。綿糸紡績業では、一二時間昼夜二交替制が一般で、この交替制が深夜業と時間延長をもたらす原因だった。徹夜業は堪え難いものだったので欠勤者が多く、操業上必要な人員を欠く場合が多いので、昼業を終えて帰ろうとする職工中に居残りを命じ、ついに翌朝まで二四時間の立業に従事させることが往々あり、ひどい場合にはこの女工に翌日の昼業に従事させ、三六時間に及ぶことが稀でなかった、という実情を「綿糸紡績職工事情」は述べている〔上、四六六ページ〕。

こうした長時間労働は、女工の慢性的疲労、体重の減退など肉体的摩滅を一般化する。家内工業的作業場が多かった織物工場では一層事態は深刻だった。「顔色憔悴形容枯槁の者多し。かくて年期中は漸く無事に勤め終るも、一旦年期満了し帰郷するときは、気抜けと工場における過度の労働の結果、多くは病気を惹き起こし甚だしきは死に至る者往々これありと」〔織物職工事情〕上、三二五ページ〕、と述べられている。

作業時間が長かったというだけでなく、作業時間をめぐっての規律が著しく乱雑であったのも、労働時間の前近代的形態の特徴だった。休憩時間や食事時間を「節約」したり、始業・終業時刻を正確に守らなかつたりする類いである。織物工場になると休憩時間として「朝夕線香半分、正午線香一本」〔上、三二七ページ〕の休憩時間のみであった。休憩時間・食事時間の規定のある工場の場合でも、賃金が出来高給（賃業給）であったため、ひたすら労働工程を多くして賃金の額を増加することにとめるために食堂兼控所で食事・休憩をする者が少なく、その規定時間の半ばに達しないのにその受け持ち場に帰る者があり、また日給者でも往々監督者の督責奨励でその意を迎え、休憩時間に仕事をすることを常とした。従って、「休憩時間なるものは、その名存してその実なきものというべし」〔綿糸紡績職工事情〕上、三六六ページ〕と述べられている。